

生徒心得

令和7年6月1日改定

本校生としての自覚と責任を持って高校生活を送るようにする。

1 頭髪等

- (1) 頭髪は高校生らしい活動的な髪型とし、パーマ、カール、ウィッグ、エクステ等の着用、着色・脱色はしない。
- (2) ピアス・化粧等はしない。

2 欠席等

- (1) 欠席、遅刻、早退をしないように努める。
- (2) 病気、その他の事情により欠席する場合は必ず学校に連絡する。ただし、病気のため引き続き7日以上欠席する時は、医師の診断書を添えるものとする。
- (3) 早退するときは担任等に申し出て許可を受ける。
- (4) 遅刻して入室する場合は、遅刻カードを授業担当者に提出する。
- (5) 忌引は所定の届書を担任等に提出する。忌引日数は次のとおりである。
父母7日 兄弟姉妹3日 祖父母3日 曾祖父母1日 伯叔父母1日

3 校内生活

- (1) 本校生としての自覚と責任を持って、校則を守り、明るく楽しい校内生活に努める。
- (2) 上履は所定のものを使用する。
- (3) 登校後は原則として外出しない。外出する場合は、担任等に申し出て、外出許可証をもらって外出すること。
- (4) 金銭等については努めて貸借をしない。
- (5) 拾得物や遺失物はすみやかに担任または生徒支援部係職員に届け出る。
- (6) 校舎、校具類は大切に取扱い、誤って破損した場合は担任または生徒支援部担当者に届け出る。その場合事情により弁償の責任を負うことがある。
- (7) 校内において出版物の発行、ポスターの掲示、ビラの配布をする場合は、特別活動部に届出て、許可を受けてから行う。
- (8) 貴重品の取り扱いには十分注意する。
- (9) 授業中の携帯電話の不正使用は認めない。
- (10) 不安や悩み事がある時は、一人で抱え込まず、友人や教職員、家族、または相談機関等に相談すること。
- (11) いじめ防止対策推進法で定められている通り、一定の人的関係にある同級生や、先輩後輩に心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で心身の苦痛を感じさせることがないように行動すること。

4 校外生活

- (1) 本校生としての誇りと品位を保ち、知性と良識ある判断力により各自行動すること。
- (2) 高校生として好ましくない場所への出入りをしない。

- (3) SNS 等で知り合った人に会いに行ったり、見知らぬ人の車には同乗しない。
- (4) アルバイトについては、経済的理由による家計補助を原則とし、担任を通じてアルバイト届けを提出すること。仕事内容・時間・賃金・安全性・学校生活への影響などをよく確認し、保護者と十分な話し合いをした上で契約すること。なお、アルバイトは1学年の夏休みからとする。
- (5) 外出する場合は、家人に行き先を告げ、身分証明書を携行する。

服装に関する規定

< A タイプ >

[冬服]

- (1) 上衣は、本校指定のシングル・ブレザー（3つボタン・センターベンツ）とする。
- (2) スラックスは、本校指定のスラックス（ヘリンボーン柄・ワンタック・シングル裾）とする。必ずベルトを付ける。裾幅は、22～24cm とする。
- (3) ワイシャツは、本校指定の長袖シャツ（レギュラーカラー・TK マーク入り）とする。
- (4) ネクタイは、本校指定のストライプ調のネクタイとする。

[夏服]

- (1) ワイシャツは、本校指定のシャツ（レギュラーカラー・TK マーク入り）とする。
- (2) ポロシャツは、本校指定のシャツ（紺色・TK マーク入り）とする。
- (3) スラックスは、本校指定のスラックス（冬物と同柄・ワンタック・シングル裾）とする。必ずベルトを付ける。裾幅は、22～24cm とする。

< B タイプ >

[冬服]

- (1) 上衣は、本校指定のシングル・ブレザー（3つボタン・センターベンツ）とする。
- (2) スカートを、本校指定のスカート（ウインドペンチェック柄・16 本車ひだ）とする。なお、スカート丈は、ひざの中心とすること。
- (3) ブラウスは、本校指定の長袖ブラウス（レギュラーカラー・TK マーク入り）とする。
- (4) リボンは、本校指定のストライプ調のリボンとする。
- (5) スラックスを着用する場合は、本校指定のものとし、あわせてBタイプ用のネクタイを着用する。

[夏服]

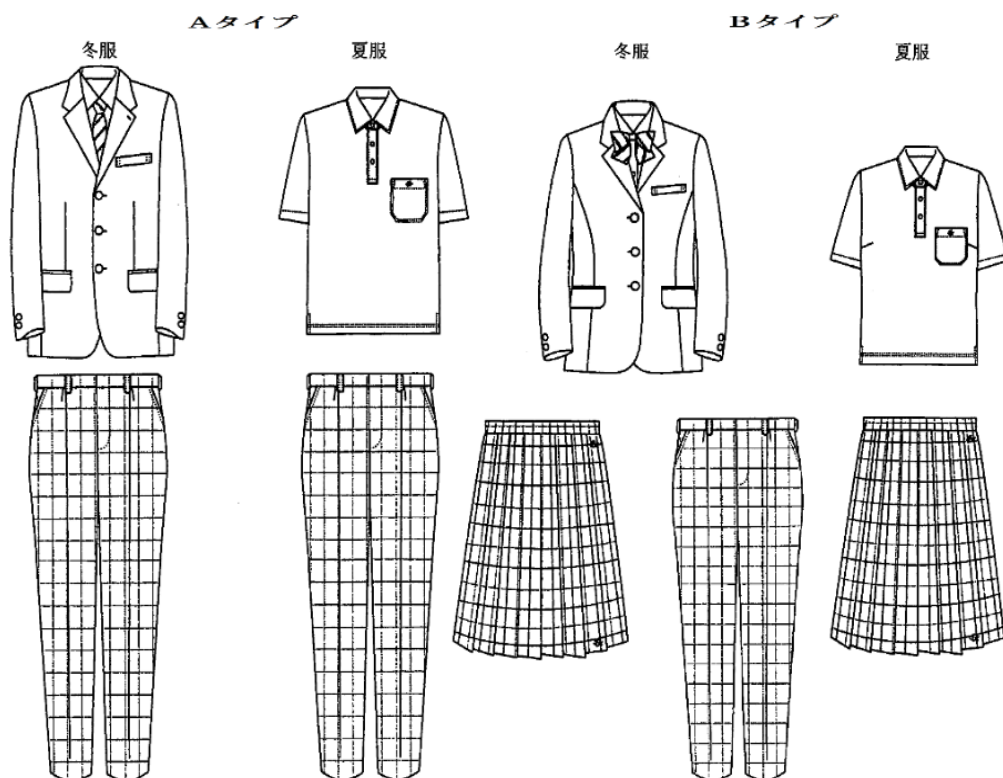
- (1) ブラウスは、本校指定のブラウス（レギュラーカラー・TK マーク入り）とする。
- (2) ポロシャツは、本校指定のシャツ（紺色・TK マーク入り）とする。
- (3) スカートを、本校指定のスカート（冬物と同柄。16 本車ひだ）とする。
- (4) スラックスを着用する場合は、本校指定のものとする。

その他 A B 共通事項

- (1) 靴下、ハイソックス等は、白色・濃紺色・黒色の無地（ワンポイントは可）とする。Bタイプでストッキングを利用する場合は、ベージュ・黒色・濃紺色の無地とする。
- (2) コート類は、黒・紺等あまり華美でないものであること。

- (3) ベスト・セーターを着用する場合は本校指定のもの（紺色）とする。
- (4) マフラーは、派手なものは避ける。
- (5) カバンは、学生用標準型カバン、スポーツバック、リュック、ショルダーバックとする。
- (6) 靴は、黒・茶色の標準靴（ローファー等）または運動靴とする。
- (7) 夏季服装は、6月1日～9月30日までとする。ただし、気温の状況に応じその時期を変更することがある。（移行期間は衣替え前後1ヶ月の期間とする）

標準制服



交通に関する規定

1 自転車について

- (1) 本校所定のステッカー及び防犯登録証を貼付すること。
- (2) 自転車には必ず鍵をつけて盗難防止に努めること。
- (3) 学校で実施する年2回の定期点検を受けること。ただし、通学途中まで自転車使用の生徒は各自点検を行うこと。
- (4) 二人乗りや傘を差しながら、または携帯電話を使用しながらの危険な運転をしないこと（家庭で自転車を使用する場合も同様とする）。
- (5) 道路の左側を一行で走行することを守り、無謀な運転はしないこと。
- (6) 常に安全点検（特に、ブレーキ・ハンドル・ライト・各部のネジの締めつけ等）を心掛け、交通ルールを守り、事故防止に努めること。
- (7) 交通事故に対応するため、できる限り任意保険に加入すること。
- (8) 安全のため、ヘルメットの着用に努めること。

2 原動機付自転車について

(1) 原動機付自転車免許取得について

交通安全規則等を遵守でき、原付自転車免許取得の条件を満たしている生徒は、1学年の夏休みから取得を認めることとする。免許を取得する際は、保護者の同意のもと「原付自転車運転免許受験届」を生徒支援部に提出した上で受験をすること。原則、授業日の受験は認めない。なお、免許取得後は、「原付自転車運転免許証取得届」を生徒支援部に提出すること。

(2) 原動機付自転車通学について

下記のア～ケの条件を満たし、原付自転車での通学を希望する生徒は、保護者の同意のもと、「原付自転車通学許可願」と「交通安全誓約書」を生徒支援部に提出し、原付自転車通学に関する説明会に保護者同伴の上参加すること。その後の通学に使用する原付自転車の検査が問題無く終了した場合、原付自転車での通学を許可する。

(許可条件)

ア 原付自転車の運転経験が1カ月を経過していること。

イ 申請日前1カ月以内に、交通違反及び交通事故を起こしていないこと。

ウ 通学範囲

①自宅と学校間に使用する場合

公共交通機関が不便で、通学距離が7km以上あること。

②自宅と途中駅または停留所間に使用する場合（通学距離が7km以上で）

公共交通機関等が不便で、最寄りの駅または停留所に明確な保管場所があること。

※公共交通機関が不便とは、最寄りの駅まで3km以上、最寄りのバス停まで2km以上あること。

エ 自賠責保険と任意保険（対人・対物）に加入していること。

オ 通学に使用する原付自転車の排気量が50cc以下、または125cc以下で最高出力が4KW以下であること。

カ スクータータイプであること（ギア付きタイプは認めない）。

キ 改造や破損が見られないこと。

ク ヘルメットがフルフェイスタイプであること。

ケ 原付自転車とヘルメットに本校のステッカーが貼付されていること。

なお、許可申請受付期間は、4月、9月、1月の第1週または第2週の年3回とする。

許可を受けた生徒は、通学時に必ず原付自転車通学許可証を携帯すること。

また、学校で行う原付自転車通学者対象の原付自転車運転実技講習会に必ず参加すること。

3 自動二輪車について

自動二輪車運転免許の取得は原則認めない。

4 普通自動車について

普通免許取得のための自動車学校への入校は、3年生の定期考査Ⅳ終了後とする。免許取得を希望する者は、保護者の同意のもと、生徒支援部に「自動車学校通学許可願」を提出すること。